

2. 草津市児童育成クラブ指定管理者事業計画

1. 保育業務内容等

①指定管理者への申請事由

命や人権が大切にされる児童育成クラブ
～みんなで支え合うまちづくりをめざして～

近年急速に進む少子・高齢化や地域のつながりの希薄化によって子育てに不安・孤立感を覚える家庭が増加している。また不登校や、虐待問題のような社会課題が複雑化しており、子どもを取り巻く環境は日々変化し続けている。

さらに、保護者の労働環境の厳しさにより、家庭生活や子育てにかかわる時間や心の余裕を持ってない保護者も少なくない状況だ。

こうした中、児童育成クラブは、共働き世帯の増加とともに保護者の就労支援と児童を預かる保育機能を基礎としつつ、学校から帰宅して家庭に代わる居場所であること、学年を越えた交流や遊び、文化の創造力の場でもある。

私たちは指定管理者制度の導入とともに「子育ての市民化・社会化」を理念に地域で子育てを中心としたまちづくりを掲げ、多様な人との出会いを大切にして事業運営をしてきた。

地域の児童民生委員さんや伝承遊びを得意としているお年寄り、福祉施設の皆さん、地域のお店の方など地域で暮らす市民と共に生き、共に働く社会の創造を理念にすべての子どもの命や人権が大切にされる協同の社会づくりを目指してきた。

草津市でもその理念や、目標は変わらない。2006 年指定管理者制度導入に伴い、児童育成クラブのびっ子笠縫を受託して以来、2009 年には草津、常盤、大路、2019 年からは志津南も加わって5つの小学校区で実践を行ってきた。

また、公設民営の児童育成クラブに入ることができない児童のために笠縫学区と、志津南学区に民設民営の児童育成クラブも市民の協力により2か所立ち上げてきた。

児童育成クラブは学校と家庭をつなぐ児童にとってありのままを出せる第3の居場所として、機能を持っている。

子どもや保護者の就労状況は日々変化をしているが、子どもたちの輝く姿はたくさん見てきた。そして中学生や高校生、社会人になった子どもたちが遊びに来ることもあれば、手伝いや相談に来ることもある。それは人と人との関係性を大切に運営してきた実践の証でもあると思っている。

2006 年以来積み重ねてきた実践をもとに、子どもの安心安全な居場所の提供、保護者の気持ちを受け止め子育ての支援、地域との連携を念頭に置き、命や人権が大切にされる児童育成クラブの運営を目指して、この事業に応募する。

②保育方針と保育内容

子どもを真ん中に据えたまちづくりを目指し、保護者や地域との協同をすすめる。
子どもや親をありのまま受け止め、安心して安全に過ごせる場所、体験を通してひとりひとりが成長できる居場所をみんなで作る。

- ① ひとりひとりが違う人格だという認識、人権を尊重する。（命を大切にする。）
- ② 子どもの学ぶ権利を保障し、成長に価値を置く。
- ③ 保護者が子どもの姿を見て安心して仕事ができる保育をする。
- ④ 支援員の質の向上（学びの場、研修、団会議）に努める。

（集団活動）

- ① 外遊び（鬼ごっこ、ドッジボール、サッカー、遊具遊びなど）、室内遊び（読書、カードゲーム、レゴ、カプラ、ボードゲーム、工作、伝承遊び、卓球、ぬりえ、手芸など）の静と動のメリハリのある活動をする。
- ② 子ども会議（のびっ子会議）で自分たちが決めた取り組みやルール等をクラブ全体で実施、やりたいことを出し合い、ルールを守り異年齢で楽しめる活動を助け合いながら、子ども自身が主体性を持ち取り組む。（日々の遊び、夏祭り等の季節の行事など）
- ③ 宿題の時間を設け集中力を養い、メリハリのある生活習慣のベースを作る。また配慮の必要な児童に対しては学校・家庭と相談の上、宿題等に取り組む。
- ④ 季節のおやつやミニ菜園を通して、食べるだけでなく、食そのものに興味を持てるような食育活動を取り入れる。※アレルギー対応児童が在籍する際は事故防止の観点から行わない場合もある。

（生活指導）

- ① 異年齢集団の中で、言葉遣いや態度等を通し、友達同士の関わり方・遊びを自ら考え、お互いの役割を果たす場面を作る。
- ② 個別に話せる場・環境を設け、ひとりひとりの思いを受け止める。悩んでいることや困っていることなどを吐き出し、支援員に相談できる関係を築く。
- ③ 自分たちで決めたことは自分たちで守る、のびっ子が自分たちの放課後の生活の場（居場所）だと自信を持てる保育をする。そのために意見や考えをしっかりとアウトプットできる環境づくりに努め、また意見や考えが尊重されることを保証する。
- ④ 自分のロッカーやおもちゃの整理整頓（破損したおもちゃの仕分け）を定期的に行い、自分たちが過ごす場所の環境を自ら整える。また破損したおもちゃの仕分けも自ら行うことによっておもちゃの使い方や収納について改めて考え、ものを大切に扱うことを学ぶ機会にする。
- ⑤ 行事の中で防犯や災害時の行動などを確認し、生命の安全について考える習慣を付ける。

一日の基本的な流れ

平日 (放課後～17:30/19:00)	土曜日・長期休業日 (8:00/8:30～17:30/19:00)
下校、登室 名札（入退室システムの QR コード）を出す。（体調チェック） 宿題をする。 自由遊び (室内遊び・集団遊び・行事等) 16:00 おやつ 16:20 帰りの会 自由遊び (室内遊び・集団遊び・行事等) 17:30 延長保育 19:00 閉所	8:00 午前延長 8:30 通常保育（室内遊び） 9:30 朝の会 宿題 自由遊び (外遊び・集団遊び・室内遊び) 12:00 昼食 自由遊び (外遊び・集団遊び・室内遊び・行事等) 16:00 おやつ 16:20 帰りの会 自由遊び (室内遊び・集団遊び・行事等) 17:30 延長保育 19:00 閉所 ※夏季は熱中症予防のため気温等を鑑みて外遊び行わない場合がある。その場合、身体を動かす取り組みとしてラジオ体操を行う。

③活動行事等

- ① 児童自ら進んで行う自由遊びや集団遊びを中心に据え、その中で友達との輪を広げる、仲間意識を持てるように支援する。
- ② 伝承遊びを取り入れ次世代へ繋ぐ。
- ③ 季節の行事や伝統行事を受け継ぐ。
- ④ 地域の人や他の児童との交流を通して、関わりを広げる。
- ⑤ ミニ菜園で野菜を育てることで食への関心を高めるような取り組みをする。
※アレルギー対応児童が在籍する際は事故防止の観点から行わない場合もある。
- ⑥ 季節の行事・お楽しみ会・発表会において、児童が企画や準備を進んでできるような環境を作り、提供された企画だけでなく、その過程も楽しめるような感性を育む。

④特別な配慮が必要な児童への支援について
年に数回、虐待や障害の研修は事業所独自でも行う。 ① これまでの信頼関係をもとに、学校や保育所など関係機関との連携に努め、保育所、学校、家庭での様子などを全支援員で共有する。 ② 障がいのある児童については保育所や学校での支援計画の共有を依頼する。それをもとに保護者と相談しながら、児童育成クラブでもアセスメントシートを作成する。事業所内にある放課後等デイサービスの児童発達支援管理責任者や、草津市発達支援センターとも具体的なアドバイスを受けるなど連携しながら、その児童にとって「バリア」となる部分を取り除き、個々に合う過ごし方を提案する。また成功体験ができるよう、支援員がサポートしつつ、興味をもつことなど、個性が活かせる活動を提供する。それらを通して、他児童の理解も促しインクルーシブ保育を実践する。 ③ 虐待を受けている、またはその可能性がある児童に対しては、子どもの心に寄り添いながら信頼関係を築き、困りごとなどを含め、話がしやすい大人とのつながりをつくる。状況に応じて学校や家庭児童相談センターなどの関係機関と連絡を取り、同じ方針をもって対応する。 ④ 障がいのある児童や生活支援が必要な児童など、何らかの配慮が必要な児童については、支援員が日頃からコミュニケーションをとり、ともに体験できる機会を多く持つことで、困った時にすぐに頼れる信頼関係をしっかり築く。 ⑤ 保護者とはお迎えの時などにできる限り多く会話して、お互いに様々な悩みを相談できるような、信頼関係を作っていく。
⑤事故防止・安全対策について
① 法令点検のほか、遊具や設備の点検を日々行い、修繕が必要な場合は速やかに行う。 ② 必要な医薬品その他医療品を備え、管理を適正に行い、適切に使用する。 ③ 事業所の衛生管理指針に基づいて、施設設備やおやつ等の衛生管理を行い、食中毒の発生を防止する。調理を行う場合は検便検査を実施する。 ④ 感染症の発生状況について、情報を収集し予防に努める。流行する時期には消毒や換気を行い、感染症拡大を防ぐ。 ⑤ 防災対策、救急対応、アレルギー、身体拘束、事故対応など各種マニュアルを整備し、どの職員も緊急時に慌てず対応できるようにする。 ⑥ 子どもたちの心理状態や仲間関係について支援員で常に情報を共有しながら観察し、日々の変化を見逃さないようにする。困った時に相談できるよう、日々の会話や活動の中で支援員との信頼関係を築いて、いじめの防止につなげていく。 ⑦ 死角を作らない保育室の工夫をする。 ⑧ 防犯、防災訓練を定期的にしていくと同時に避難経路について確認をする。 ⑨ 玄関は施錠できる状況にしておく。※トイレがまちづくりセンター共有部に立地し常

に子どもが出入りするので訪問者を常に確認している。

⑩

⑪ 外出時についてはあらかじめ見通しをもって児童にも知らせ、ルールの確認もしておく。夏季は環境省が示す暑さ指数を確認し、31以上の指数を示す場合は、屋内で活動する。

⑫ 警備システムを設置する。

⑬ 欠席日は保護者が連絡する。出欠確認には入退室管理システムと、手洗いチェックを名簿にて行い、出欠確認のダブルチェックを実施する。またお迎え時、（長期休みの期間は送迎）は必ず保護者、または保護者から委任された18歳以上の人に児童を受け渡す。

⑭ 遊具や場所の使い方については、児童とともに話し合っ、安全な使い方を決めていく。

⑮ 有事の時は助け合える関係を地域の中で作っていく。

⑥ 苦情対応

（苦情を生まないようにするために）

常に児童の状態を観察し、保護者や関係機関とコミュニケーションを取り信頼関係を構築する。不満や要望に対して早期に察知し、迅速に対応するように努める。

そのために

- ① 普段からお迎えの時に児童の様子を伝え、保護者の話を聞くことで、気になったことも話しやすい関係性を築く。
- ② 年に1回またはその都度アンケートを取り、評価や要望を聞く。
- ③ 状況に応じ個別面談や、子どもを加えた三者面談を行い、個々の状況や要望を聞く。
- ④ 保護者交流会や行事を行う中で保護者同士や支援員との関係を密にする。
- ⑤ 学校や地域関係者との連絡を密にする。
- ⑥ 察知した不満や要望は事業所長へ速やかに連絡し、関係者から事情を聴き迅速な対応と解決を図る。
- ⑦ 個人情報の保護に留意しつつ、定期的な支援員会議の中で情報の周知徹底と共有を図る。また事例検討で具体的な対応能力の向上に努める。

（苦情対応体制）

苦情には誠意を持ち迅速に対応し、保護者や地域からの信頼を深められるように取り組む。

・ 苦情管理責任者：事業所長（場合によっては滋賀事業本部長）

- ・ 苦情窓口対応：現場責任者

(手順)

苦情の受け取り

↓ 苦情を受けたら、内容を苦情処理記録簿等に記録

苦情受付報告

↓ 苦情窓口担当者に伝え、所長へ報告

解決策の検討、実施、報告

↓ 現場責任者は事業所長の指示のもと関係者から事情を聴き話し合いを行う。結果を苦情申し立て者に報告。困難ケースの際は事業所長が対応し、なお解決が難しい際は市の担当者に指導を仰ぐ。

苦情対応の記録と再発防止

苦情対応の経過を記録し、支援員会議で周知し再発防止に努める。

困難ケースについては市の担当者に報告する。

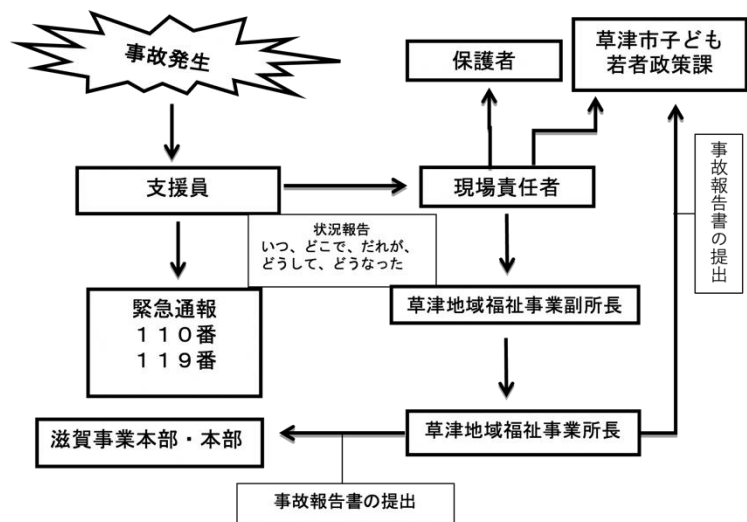
⑦緊急連絡体制

基本的には右図に従って連絡。

事故・災害時等の緊急時に活用できるよう個別の緊急連絡表を作成し、保護者・医療機関・警察・消防・市担当者等を日常的に確認し情報を更新。

また定期的に訓練を行い、支援員間で情報を周知徹底する。発生した事故や怪我は個人情報に留意しつつ、

草津みんなの家が管轄する他の児童育成クラブにも情報や対応方法を共有し、注意喚起に努める。



(事故対応連絡)

・ 万が一、事故や怪我が発生した場合は保護者へ迅速かつ正確に事実を伝える。緊急対応が必要な場合は警察、消防（救急）に直ちに通報する。

また、事業副所長や所長、事業本部へも報告も行う。

(地震災害対応連絡)・・・持ち出し緊急連絡簿・利用者名簿・防災バッグ

地震発生時は揺れが収まるまで保育室で待機。

児童を誘導し緊急避難させ、安全確認ののち、保護者へ知らせ児童の迎えに来ていただく。あらかじめ避難場所は説明会等でお知らせしておく。

(火災等災害)・・・持ち出し緊急連絡簿・利用者名簿・防災バック

火災時は緊急避難・初期消火・消防への通報を行う。

(不審者対応)

支援員が不審者に対して間合いを取り声掛けを行う→110番通報

児童安全確保・・・避難誘導→支援員はさすまたで不審者に対応

負傷者がいる場合・・・応急手当→119番通報

被害者等の心のケアと児童の心のケア→現状確認⇒保護者・学校・担当課・法人本部連絡

役割分担

担当支援員の役割

- ① 児童に寄り添い応急処置を施す
- ② 安全確認をおこなう
- ③ 現場責任者・事業所長へ報告

現場責任者の役割

- ① 緊急連絡表に沿って119番通報、110番通報
- ② 保護者へ連絡。場合によっては支援員と手分けして
- ③ 市担当課へ連絡、必要によっては児童宅訪問
- ④ 事業本部・本部へ連絡

事業本部・本部の役割

- ① 損害賠償責任の発生する可能性がある場合は保険会社に通知検討、業務監査室と協議する。
- ② 法的措置を口頭、文書で市担当者に連絡。

(事後対応) 対処方法を口頭、文書で連絡。保護者と児童へ誠意をもって対処することで信頼関係を強める。

⑧個人情報の取り扱いについて

組合として「個人情報保護規定」を策定し利用者にも公表する。

職員の入職時には「秘密保持に関する誓約書」の提出を義務付けており、個人情報保護の研修をする。

- ① 個人情報取り扱い責任者は組合代表者とし、管理者は現場責任者とする。
- ② 個人情報の収集・利用・提供および預託を行う場合には業務実態に応じた個人情報の

適切な管理に努める。

- ③ 個人情報への不当なアクセス・個人情報の紛失・破壊・改ざん・漏洩等の予防、並びに是正に関する適切な措置を講じる。
- ④ 個人情報の保護に関する日本の法令その他の規範を遵守する。
- ⑤ お便り等に写真を掲載する場合は事前に保護者の了承を得る。

⑨保護者との連絡・連携

- ① 毎日のお迎え時、子どもの様子を丁寧に知らせることで子どもの変化や気になる様子をお互いに共有する。気になる様子だけでなく、成長できた点や、好きなこと得意なことなど、その子が輝いた場面も積極的に伝え、子どもの様々な可能性を引き出せるよう、保護者と連携しながら支援していく。また家庭や学校での様子も保護者と情報交換し、様々な環境において多面的な可能性を引き出せるような支援につなげる。
- ② 配慮が必要な児童への支援方法については、保護者の意見も交えながら計画する。
- ③ 電話のほか、スマートフォンから連絡ができる、連絡支援システム XXXXXXXXXX を使用し、体調やお迎え・出欠の連絡がしやすい環境を整える。
- ④ 体調や怪我の連絡があった場合は、必ず全ての支援員で共有し、安全に過ごせるように配慮する。またクラブ内であった怪我や体調不良は必ず詳しく保護者に伝え、万が一帰宅後に異変があっても、保護者が速やかに対応できるようにする。
- ⑤ 子どもに関する悩み事に限らず、家庭に関する悩み事など、保護者の悩みや困りごとを相談できるようにする。話の内容に応じて草津市の支援機関や事業所内にある他の専門的な事業の担当者と繋ぐなどして、保護者が「どうしたらいい？」と感じた時に、すぐに頼れる身近な窓口になれるよう日々努める。そのために、上記①のような保護者と会話する機会を多く設け、話しやすい関係性を構築する。
- ⑥ XXXXXXXXXX にて行事等の報告を写真付きで行い、お迎えの際にも保育の様子を見ていただけるような環境作り。
- ⑦ 年 1 回の草津市児童育成クラブのアンケート結果から得た、保護者の気持ちや要望をくみ取り保育に反映する。また必要な際は各施設独自でもその都度アンケートを実施する。
- ⑧ 保護者交流会や行事に参加してもらうことで、保護者同士のつながりができるような機会を設ける。

⑩関係機関等との連携について

- ① 学校とは連絡協議会を年に数回実施する。また電話や下校時などに各学級担任の先生と必要に応じて情報交換を行い、その日の学校の様子を引き継ぎ、またクラブでの様子を伝えることで、学校と連携のとれた支援を行う。特に支援学級の先生とは、学校・クラブでの過ごし方やアプローチの方法を細かく相談する。
- ② 必要に応じて草津市発達支援センターへ巡回支援を依頼し、専門的助言を踏まえて、

その児童にとって過ごしやすい環境を調整する。また家庭児童相談センターとも連携し、子どもが生活上で抱える困りごとを早期に解決につなげられるようにする。

- ③ [REDACTED]、インターンシップ事業や、マッチング事業を実施することで、「学童で働いてみたい」と思ってもらえるような人を増やす。また実習生の受け入れも行い、将来の人材確保へも繋げる。
- ④ 大路まちづくりセンター3階に位置しているので合同避難訓練など必要に応じた行事を合同で行う。

⑪サービス向上について

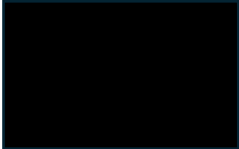
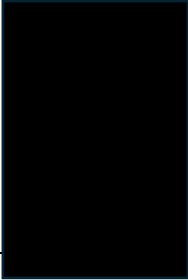
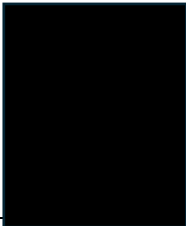
当組合は子どもを中心とした地域づくりを目指している

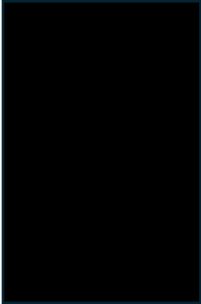
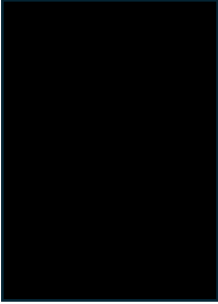
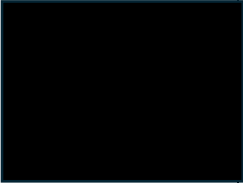
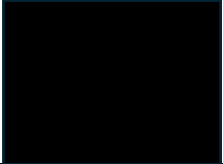
- ① 地域交流などを積極的に行い、地域の自然や産業、文化を共に体験する。多様な人の考えや生き方、身近な地域にある魅力を知ってもらう機会にする。地域の多様な人とかかわりを持つことで、顔の見える地域づくりや、困った時に助け合える、身近なつながりを広げていく。
- ② 現在、草津市内で7箇所の学童を運営している。これまでの保護者や学校など子どもたちを共に支える人々や団体との関係を活かして、個々にあった過ごし方を提案する。また地域との関係も活かし、その地域だからこそできる体験を実施する。
- ③ 当事業所はそれぞれの地域や児童の様子に合わせた運営を行っており、各学童毎に異なった特色をもちながら運営している。全国で放課後児童クラブを受託しており、事業所内で解決が困難なことがあっても、全国の本部から助言を受けることができる。
- ④ 草津市や滋賀県が実施する研修の他に、虐待の防止研修・事業所独自にも研修を実施する。できる限り多くの支援員が参加し、学んだ内容を研修記録等で共有し、参加できなかった職員へも内容が伝わるようにする。
- ⑤ 長期休業時や午前中のみで下校する際は、地元の店舗から協力を得て昼食を販売し、保護者の負担を軽減する。

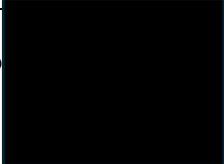
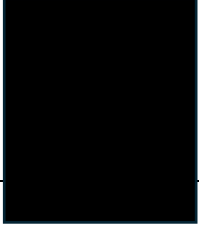
⑫防災・防犯等に関する訓練の実施について

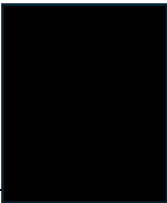
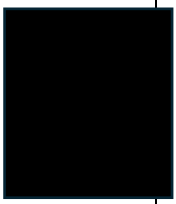
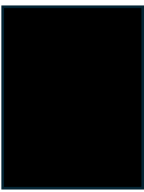
- ① 年度開始前に安全計画を策定する。
- ② 安全計画に沿って日常の安全点検、児童・保護者への安全教育、実践的な避難訓練、職員の訓練・研修を行う。
- ③ 職員を対象に救急訓練を実施する。
- ④ 安全計画、マニュアルは定期的に見直しを行う。
策定した安全計画は保護者に周知、共有する。

2. 年間の事業（活動）計画

	活 動 行 事 等 (実施意図や回数なども記述すること)	施 設 の 維 持 管 理 等 (季節要因も考慮したものを記述すること)
4 月	新入生歓迎会 クラブでの過ごし方やルール等を確認。在籍生が出し物の発表等を通して新入生へ遊びの紹介や自信を持ってアウトプットすること、生活することを伝える。 お花見 桜だけでなく、新しい季節（自然）を発見する力を養う。また屋外活動で新入生と異学年交流のきっかけを作る。 下校路の確認（グラウンド遊び時） 安全に登所出来るようグラウンド遊び時に登所経路に慣れ親しむ。自分たちの地域に興味を持つ。	環境整備 日常清掃 日常点検 保守点検（AED・消火器・備品等）  ↑新入生歓迎会
5 月	端午の節句 こいのぼり等の工作や端午の節句の由来を伝承する。 野菜を植えよう 土や苗に触れる。野菜が育つ様子を継続して観察できる好奇心を養う。食育へと繋げる。 距離感のお話 子ども同士や支援員に対して適切な距離で過ごすことができるよう距離感について考える。	環境整備 日常清掃 日常点検 保守点検（AED・消火器・備品等） エアコン清掃  ↑距離感のお話 
6 月	夏休み説明会 夏休みの過ごし方等の説明を主に 1 年生・新入所生の保護者に行う。その後ミニゲームなどを通して、子ども・保護者・支援員が交流し親睦を深める。 連絡協議会 学校・市役所担当課と 3 者間で情報共有。配慮の必要な児童についての情報共有。その他依頼等。	環境整備 日常清掃 日常点検 保守点検（AED・消火器・備品等） ↑野菜を植えよう
7 月	七夕 短冊に願い事を書く。（アウトプットの力を伸ばす。）七夕飾りを制作し笹に飾る。七夕の由来の伝承。 夏休みのお話 夏休み前に過ごし方や行事などについて子どもたちに説明し見通しを立て、主に 1 年生や新入生の夏休みに対しての不安を取り除き、楽しく過ごせるようにする。	環境整備 日常清掃 日常点検 保守点検（AED・消火器・備品等）  ←七夕

	夏休みの目標を書こう 目標を書くことでアウトプットの力を伸ばし、宿題や生活等見通しをもって過ごすことができるようにする。 Tシャツ制作 遠足の時に着用する（目印の為に着用）T シャツにそれぞれが好きな絵などを描く。表現力を伸ばすとともに遠足への気持ちを高める。 お店体験 小銭・お釣りの仕組み。やり取りについて学んだあと、お店屋さんとお客さんに分かれ、自分のおやつを自分で選んで買う、またお金を預かりお釣りを返す体験をする。上級生が1年生をフォローできるよう促す。 野菜の収穫 水やり・草抜き等の経験を通し野菜栽培を実感する。収穫して食べる喜びを感じる、食育。 地域交流 地域のボランティアサークル・近隣大学のボランティアサークル・企業等の出前講座や制作体験を通して地域交流を図る。また地域へ当クラブを知ってもらう。 水害訓練 のびっ子大路はまちづくりセンターの3階にあるので違う場所に避難することは基本的にはないが水害が起きた場合どうするのかなどを外部の団体の方に来ていただき話を聞く。	 ←T シャツ制作 お店体験→   ←野菜の収穫 牛乳のお話→ 
8月	遠足 大型バスを貸し切り、遠方へ外出。クラブの仲間との交流（異学年交流）をさらに深める。（リーダーの育成・社会性の構築） 野菜の収穫 地域交流 夏祭り のびっ子会議にて出し物を子どもたちが決め、上級生が準備、当日の運営などを経験し、達成感を得られるよう支援する。 学生企画 学生アルバイトの補助員が多く在籍しているので補助員を中心に子どもたちが楽しめる企画を考案する。 認知症サポーター養成講座 講座を受講して認知症を知る。	環境整備（安全点検） 日常清掃 日常点検 保守点検（AED・消火器・備品等）  ←遠足 夏祭り→   ←認知症サポーター 養成講座

	救命講習（AED 体験） 胸骨圧迫や AED の体験を通して怪我の予防や命について考える。 防犯教室・不審者訓練 草津警察署の方に来ていただき、主に職員向きの不審者訓練（子どもも避難する）と子ども向けの防犯教室を行う。	 ←救命講習（AED 体験）
		防犯教室 不審者訓練→ 
9 月	お月見 お月見（中秋の名月）の由来を伝承、団子等を食べる。	環境整備 日常清掃 日常点検 保守点検（AED・消火器・備品等） エアコン清掃
10 月	ハロウィンパーティー ハロウィンにちなんで仮装の衣装を制作し、当日は制作した衣装を着てゲーム等を行うお楽しみ会を行う。	環境整備 日常清掃 日常点検 ハロウィン→  保守点検（AED・消火器・備品等）
11 月	勤労感謝工作 勤労感謝の日に合わせて、日々働く保護者へ、感謝の気持ちを込めた制作を行い、実際に日頃言えない「ありがとう」を伝える機会作り。 読書月間 支援員や有志の子ども、地域の方が読み聞かせを行い、読書の楽しさや興味・関心を深める。またおすすめの本の紹介ポスターを作成し、貼り出し保護者の方にも見てもらう。また、ポスターを見ることで知らない本を知り、読書への興味を深める。	環境整備 日常清掃 日常点検 保守点検（AED・消火器・備品等）
		 ←勤労感謝工作
		読書月間→ 
12 月	クリスマス発表会 出し物（自主的に発案する力・練習を継続する力を引き出す。）、合唱、装飾・招待状制作を通して協同を体験し達成感を体験する。保護者の積極的な参加を促し、子どもたちののびっ子での姿を見てもらう機会作り。 クリスマスのお楽しみ会 おもちゃや書籍等をクリスマスプレゼントとして用意し、新しい遊びを通してより深い異年齢交流を促す。 大掃除 1 年間の汚れを自分たちで掃除し、新年を迎える気持ちを感じる。役割分担を決め、リーダー力や団結力を育む。 まちづくりセンター合同避難訓練 有事の際の動線を全館で再確認。	環境整備 日常清掃 日常点検 保守点検（AED・消火器・備品等）
		 ↑クリスマス会

1 月	のびっ子神社・絵馬 手作りの鳥居、お賽銭入れを使用して お参りを行い、絵馬にお願いごとを書 くことを行う。お参りの体験を行うこ とでお正月の行事に興味・関心を持つ ことができるように促す。 お正月遊び カルタや百人一首、コマ回しなどの昔 遊びの伝承。	環境整備 日常清掃 日常点検 保守点検（AED・消火器・備品等）  ←のびっ子神社
2 月	節分 節分の由来を伝承。健康祈願で豆・恵 方巻き等を食べる。	環境整備 日常清掃 日常点検 保守点検（AED・消火器・備品等） 節分→
3 月	桃の節句 桃の節句の由来を伝承。桃の節句に因 んだ和菓子等を食べる。 お別れ会 子どもたちの1年間の成長を次年度へ 繋げる、次年度に向けて各学年協力す る気持ち・リーダーシップ・社会性を 育む、卒所する仲間との思い出作り （異学年交流） 大掃除 自分たちで掃除し、次年度新入生を迎 える準備を行う。 保護者説明会 次年度入所の方へ説明会を実施。	環境整備 日常清掃 日常点検 保守点検（AED・消火器・備品等） エアコン清掃  ←お別れ会
毎月	グラウンド遊び 近隣にグラウンドや公園がない当クラブの子どもたちの外遊び時間を確保する 取り組み。小学校の協力のもと、週1回（時間割による）グラウンドで遊ぶ時 間を設ける。 お誕生日会 レクリエーション・ゲームを通して異学年交流を楽しむ。 誕生月の子どもを祝う。 訓練 地震・火災・その他の災害を想定した避難訓練を実施。 また不審者対策などの防犯訓練等で危険予知の力を養う。 整理整頓の日 自分のロッカーやおもちゃの整理整頓（破損したおもちゃの仕分け）を定期的 に行い、自分たちが過ごす場所の環境を自ら整える。また破損したおもちゃの 仕分けも自ら行うことによっておもちゃの使い方や収納について改めて考え、 ものを大切に扱うことを学ぶ機会にする。	お誕生日会→ 避難訓練→

都度	連絡協議会 小学校・関係機関等と連携を図り、子どもの様子等の情報共有に努める。 発達支援センターへ巡回相談依頼 手厚い支援が必要な児童への支援の見立て等を相談する。
----	---

３．草津市児童育成クラブ指定管理者業務実施体制

支援員等の配置の考え方						
	専任・兼任	雇用形態	主に従事する業務・役職	資格・能力 等	一週間の勤務時間	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
勤務体制基準について（※ 90 人定員施設の支援員配置体制の記入例）						
開設日	8:00～	8:30～	12:00 ～	17:30	17:30 ～ 19:00	
学校課業日						
土曜日						
長期休業日						

支援員等の賃金等の待遇や職場環境について 別に定める就業規則に従って就労者は就業する。賃金規定に従って賃金の支払いをする。最低賃金上がる場合にはそれに基づいて支給する。法人として安全衛生推進委員会と法令順守委員会を設けそれぞれに委員を出している。働きやすい職場づくりを目指して検討会を常に持つ。職場の代表が意見を言う機会を作っている。継続して働くことができるように、産休、育休の制度を設けている。復帰した場合は時間短縮で働く環境を作っている。処遇改善を行い、勤務時間に応じて補助を行っている。また、キャリアアップ加算を行い、支援員の資質向上を目的とした研修にも参加している。
支援員等の研修について 様々な家庭環境の児童が集まってくる施設である。ひとりひとりの支援員の保育感の統一と児童の見立てにおいては支援員同士の話し合いは欠かせない、常勤、非常勤、（パート、時間給）を問わず、より良い支援をするためにみんなが意見を出し合い話し合う機会を多く持つ。 学童保育指針をしっかりと読み込み支援員としての心構えと [REDACTED] の子ども・子育て現場で働く指針を研修する。 その上に立って支援員としての質の向上を目指して、個人情報保護研修、虐待研修、人権研修、アレルギー持つ児童の対応、豊かな遊び、障害を持つ児童の発達、食中毒、安全衛生、応急処置の仕方等を事業所、現場で行う。 外部研修には積極的に出ることができるようにシフトを組む。 新人には現場で 3 か月ほどベテラン支援員が付き、日報、週報、月のまとめを書き支援する。 隔月で滋賀・関西事業本部子育て・子育てプロジェクトを開催している。その研修に参加する。 全国子育て・子育て会議の広域研修会に出る。

- ※ 雇用形態には、常勤職員か非常勤職員かを記入してください。
- なお、常勤とは、この事業専属で従事する貴団体の職員、またはこの事業実施の全期間中に渡って専属で雇用する人をいい、非常勤とは、パート・アルバイト、派遣社員等、この業務のために短期間雇用・委託する人のことです。
- ※ 各項目について、実際に事業に従事する人を想定して記入してください。また、設定は、草津市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例および指定管理者仕様書の配置基準を参考にして、記入してください。
- ※ 書ききれない場合は、本様式をコピーして使用してください。また、その際には別紙を添付した旨を記入してください。